

平成27年度

建設工事積算基準

正誤表

第4回

大阪府都市整備部

平成27年度 建設工事積算基準 第4回 正誤表

ページ	追 加
建設工事積算基準[別冊] (工事・委託業務参考歩掛)	建設工事積算基準[別冊](工事・委託業務参考歩掛) 150-8、150-9として別添の「自転車通行空間詳細設計」を追加

適用年月日： 平成28年7月8日

② 自転車通行空間詳細設計

1. 適用範囲

この積算基準は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン 平成 24 年 11 月」(以下、ガイドライン)、「大阪府自転車通行空間法定外表示 実施要領」(以下、実施要領)、及び「自転車通行を考慮した交差点設計の手引き」に基づき、ガイドラインに示される自転車専用通行帯や、自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)の整備形態における、自転車通行空間の詳細設計(法定または法定外の路面標示(※)の配置計画及び計画平面図等、当該設計区間の工事に必要な設計図書作成)を行う場合に適用する。

なお、設計延長は道路中心線延長の区間延長とする。

(※) 路面標示：路面のカラー、ピクト表示(自転車マーク)、矢印、文字表示、自転車指導帯、歩行者の通行空間を示すピクト表示、その他注意喚起のための路面標示及び啓発看板)

2. 自転車通行空間詳細設計 標準歩掛

標準歩掛

(1km 当り)

区分 \ 職種	直接人件費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計画	0.5	0.5			
現地踏査		0.5	0.5	1.0	
関係機関との協議資料作成			1.0	1.0	1.0
平面図等作成		0.5	1.5	3.0	4.5
数量計算			1.0	0.5	2.5
照査	1.0	0.5	0.7	0.7	
報告書の作成			1.0	0.5	1.0

各業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 設計計画

業務概要、実施方針、業務工程等の業務計画書の作成を行う。

(2) 現地踏査

設計区間における現況道路の現地踏査を行い、自転車通行空間の詳細設計に必要な情報を収集・把握し現地踏査結果報告書を作成する。なお、現地踏査の際には、現況道路の車道幅員、現況道路における停止線、自転車横断帯等の区画線や、視覚障がい者誘導用ブロックの位置の確認を行う。また、自転車が車道路肩を走行する際に、自転車の車輪が落ちこむ恐れのある集水桝蓋など、自転車の車道走行に支障となる構造物の確認を

行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

現地踏査報告書の内容を踏まえ、既存道路台帳平面図に現況区画線の情報を記載した平面図を作成するとともに、ガイドラインや実施要領に基づき自転車通行空間の路面標示を配置した計画検討図をはじめ、関係機関との協議に必要な資料を作成する。

(4) 平面図等作成

関係機関との協議を踏まえ、当該設計区間における計画平面図、標準横断図を作成する。なお、関係機関協議の過程で、自転車横断帯の撤去等に伴う、横断防止柵や縁石等の改修が必要となった場合は、小構造物の設計及び構造図の作成を行う。また、現地踏査の結果、自転車の車道走行に支障となる集水枘蓋の改修などが必要な場合は、小構造物の設計及び構造図の作成を行うものとする。なお、縦断及び横断設計は行わない。

(5) 数量計算

関係機関との協議が整った計画平面図等を基に当該設計区間の工事に必要な数量計算書を作成する。

(6) 照査

計画平面図等及び数量計算書に現地踏査結果の内容が設計に反映されているかの確認を行う。また、計画平面図等及び数量計算書の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書の作成

この設計の報告書を作成する。

3. 打合せ協議

自転車通行空間詳細設計における打合せは、以下のとおりとし、業務着手時、中間打合せ（標準1回）、成果品納入時を標準とする。

打合せ協議

(1 業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費			
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C
業務着手時	0.5	0.5	0.5	
中間打ち合わせ（1 回当り）	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

4. その他

電子成果品作成費は、建設工事積算基準Ⅲに基づき算出するものとする。